

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」等に対する意見）

学校人事課

1 概要

令和5年第4回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和5年11月20日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」等の概要

(1) 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改正する議案

① 県の職員及び県費負担教職員の給与について、給料表を引上げ改定するとともに、期末・勤勉手当及び初任給調整手当を引き上げる。また、特定任期付職員等についても同様に引き上げる。

ア 高卒初任給を12,000円、大卒初任給を11,000円引き上げ、若年層に重点に置き行政職給料表を1,000円～12,000円を引き上げる（平均改定率1.03%、他の給料表も行政職給料表に準じて引上げ）。

イ 初任給調整手当：医師及び歯科医師に対する手当を800円引上げ
（上限月額414,800円→415,600円）

ウ 勤勉手当（一般職）：年間0.10月分引上げ
（年4.40月分→年4.50月分）

エ 期末手当及び勤勉手当（定年前再任用短時間勤務職員）
：年間0.05月分引上げ（年2.30月分→年2.35月分）

オ 期末手当（特定任期付職員等）：年間0.10月分引上げ
（年3.30月分→年3.40月分）

カ 初任給調整手当：獣医師に対する手当を25,000円引上げ
（上限月額30,000円→55,000円）

② 施行期日：公布の日（なお、ア及びイについては令和5年4月1日から、ウからオについては令和5年12月1日、カについては令和6年4月1日か

ら適用する。)

(2) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、知事等の常勤の特別職及び特別職の秘書の期末手当の支給割合を改正する議案

- ① 知事等常勤の特別職及び特別職の秘書の期末手当について、支給割合を0.10月分引き上げ、年間3.25月分とする。
- ② 施行期日：公布の日（一部の規定は令和6年4月1日）

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、令和5年10月に行われた人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮した上で改正するもの、議案「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」は、国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮した上で改正するものであることから、異議がない旨を回答した。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第2号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 県の職員及び県費負担教職員の給与等について、給料表を引上げ改定するとともに、期末手当、勤勉手当及び初任給調整手当を引き上げる。
- 2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員の給与についても同様に引き上げる。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 この条例は、公布の日から施行する。ただし、一部の規定については令和6年4月1日から施行する。
なお、給料表及び初任給調整手当（医師及び歯科医師に限る。）の改定は令和5年4月1日から、期末手当及び勤勉手当の改定は令和5年12月1日から適用する。

【説明】

- 1 公民較差を踏まえた改正
 - (1) 高卒初任給を12,000円、大卒初任給を11,000円引き上げるとともに、若年層に重点に置き行政職給料表を1,000円～12,000円の引上げ（平均改定率1.03%、他の給料表も行政職給料表に準じて引上げ）
 - (2) 初任給調整手当：医師及び歯科医師に対する手当を800円引上げ（上限月額414,800円→415,600円）
 - (3) 勤勉手当（一般職）：年間の支給月数0.10月分引上げ（支給月数：年4.40月分→年4.50月分）
 - (4) 期末手当及び勤勉手当（定年前再任用短時間勤務職員）：年間の支給月数0.05月分引上げ（期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引上げ）（支給月数：年2.30月分→年2.35月分）
 - (5) 期末手当（特定任期付職員等）：年間の支給月数を0.10月分引上げ（支給月数：年3.30月分→年3.40月分）
- 2 その他所要の改正
初任給調整手当：獣医師に対する手当を25,000円引上げ（上限月額30,000円→55,000円）
- 3 施行期日：公布の日。
（なお、1(1)及び1(2)については令和5年4月1日から、1(3)から1(5)については令和5年12月1日、2については令和6年4月1日から適用する。）

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第3号議案 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

期末手当の支給割合を改定する国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、知事等及び特別職の秘書の期末手当の支給割合を引き上げる等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄県の一般職の職員の給与改定等を踏まえた本年度の給与改定
知事等の常勤の特別職及び特別職の秘書の給与について、沖縄県の一般職の職員に準じて期末手当（ボーナス）の支給割合を引き上げる。
- 2 条例の適用
令和5年12月1日から適用する。ただし、知事及び副知事の令和5年12月に支給する期末手当の支給割合は据え置く。

【説明】

- 1 知事等の常勤の特別職 年間 3.15月分→3.25月分（0.10月分引上げ）
知事
副知事
公営企業の管理者
病院事業の管理者
教育長
常勤の監査委員
- 2 特別職の秘書 同上